平成２３年（フ）第２１６号
札幌市白石区平和通６丁目南７番６号　白石団地Ｆ―102号
債務者　阿部　　章
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５号
群馬県高崎市八千代町４丁目16番１号　リバーサイドハイツ407号
債務者　高橋　太郎
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１７号
群馬県安中市原市2181番地２　サンパティークＡ102号室
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３６号
群馬県安中市原市596番地４
債務者　佐藤　春子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３５９１号
名古屋市熱田区三本松町13番７号　植村ビル203号
債務者　五瀬　雅治
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５号
名古屋市天白区天白町大字八事字裏山67番地の117　レオパレス塩釜口203号
債務者　篠﨑　竜也
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７９８号
大阪府富田林市青葉丘17番12号　103
債務者　川本　貴子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８６１号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番18―204号、前住所大阪府大阪狭山市東野中１丁目1517番地の13
債務者　白石　義正
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９１６号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番９―301号
債務者　綛村　將之
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９４６号
堺市中区深井水池町3194番地　ロイヤルハイツ深井207号
債務者　南　　眞人
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０１９号
堺市西区浜寺石津町中２丁４番21―１号
債務者　柴田美季枝
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０２２号
大阪府藤井寺市藤井寺２丁目８番35号
債務者　白石　麻友
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０２８号
堺市南区岩室77番地２　岩室ハイツ202、前住所京都市下京区加茂川筋六軒上る波止土濃町366番地　波月荘３号
債務者　髙木　　肇
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０３１号
大阪府松原市高見の里５丁目464番地の41
債務者　松本　恭子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０４９号
堺市中区東山169番地３、前住所大阪府富田林市金剛伏山台11番５号
債務者　古賀　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０５２号
堺市堺区昭和通４丁61番地２　昭和ハイツ301号、前住所大阪市住吉区住吉１丁目５番46号
債務者　藤澤　友美（旧姓東野）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０６１号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番326―105号
債務者　三﨑工務店こと　三﨑　陸夫
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係